

平成28年 第6回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 平成28年6月9日（木曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第6回会議議事録

- 1 開催日時 平成28年6月9日 午後1時30分
- 2 開催場所 みなかみ町役場本庁舎2階第1会議室
- 3 出席委員 17名
1番委員 榎 洙 武 重 2番委員 櫻 井 孝 司 3番委員 高 橋 俊 信
5番委員 廣 田 尚 夫 6番委員 石 坂 達 夫 7番委員 今 井 育 男
9番委員 星 野 榮 一 10番委員 高 橋 俊 一 11番委員 森 下 一 郎
12番委員 河 合 博 満 13番委員 小 池 正 明 14番委員 原 澤 幸 雄
15番委員 原 澤 章 16番委員 原 澤 孝 一 17番委員 内 海 美 津 江
18番委員 高 宮 玉 江 19番委員 高 橋 久 美 子
- 4 欠席委員 2名
4番委員 高 橋 良 一 8番委員 吉 野 拓 夫
- 5 議事録署名委員
6番委員 石 坂 達 夫 7番委員 今 井 育 男
- 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
事務局長 林 和 也 書記 中 澤 聡 書記 泉 雪 江

- 7 会議に附した事件
議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第17号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

協議事項・報告事項

- (1)みなかみ農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

- 8 会議の成立
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理高橋俊一開会を宣す。

開 会 末

議 長 会長議長となり、議事録署名委員に6番委員石坂達夫・7番委員今井育男を指名し議事に入る。
それでは、ただいまより議事に入ります。
議案第15号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局よりお願いいたします。

事務局 まず、1ページをお開きください。
議案第15号農地法第3条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
別紙記入事件3件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次、農地の所在、地目、農振区分、面積、契約内容、稼働力を朗読、説明。）

よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

それでは、番号1番、〇の〇〇さんから〇の〇〇さんへ3条の有償移転、売買で移転したいということです。

地元の委員さんの説明をお願いいたします。

2番委員

2番、櫻井孝司です。よろしくお願いします。

農地法3条による申請事案の調査結果について報告いたします。

6月1日、現地調査及び譲受人、〇〇さんのところへ確認に行きました。営農意思の確認についてですが、平成17年3月に〇圃場整備事業が完了した時点から現在まで11年、この4筆の畑について管理を任されて、耕作もやっていたようです。それで、今後とも営農は引き続きされていくというふうに確認してきました。

そして、権利取得後においては1反7畝以上の耕作面積があり、10a以上という下限面積を上回っております。

周辺農地の利用に支障の有無については、現地調査での確認において、営農を行う上で周辺に支障が発生するおそれはございません。

その他、懸案事項は特にございません。

以上、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長

ただいま櫻井委員より報告いただきました。

ご意見、ご質問等ございましたら、挙手の上、発言をお願いいたします。皆さん、ございませんか。

（「異議なし」の声）

なければ、許可相当とすることで決したいと思います。よろしくお願いします。

次の2番の案件、〇の案件なんですけれども、担当が高橋良一委員になりますが、連絡なしで欠席と、報告ができませんので、ちょっと後送りにします。

続きまして、番号3番、〇の〇〇さんから〇の〇〇さんへ、一部3条有償移転、売買ということと、それから3条の使用貸借ということで、新規ということ申請が出ています。

地元委員さんの説明をお願いいたします。

15番委員

15番、原澤章です。よろしくお願いします。

農地法第3条による申請事案の調査結果について報告いたします。

5月28日、現地調査及び譲受人、〇〇さんに確認したところ、以下のとおりであります。

営農意思の確認についてですが、譲受人は現在、経営面積は持ち合わせてはいませんが、さらに15年来、譲渡人である兄の手伝いとして申請地を耕作しており、継続的な営農活動が確認できました。今後も営農は確実と思われます。

権利取得後についてですが、畑1町2反以上の耕作面積があり、現在は半分が桑園ということですが、6反の普通畑の耕作面積があるようであり、桑園には木が植えてあり、漸次、普通畑に変更するということでございます。

下限面積の40aを上回り、耕作面積は問題ないと思われ、

周辺農地の利用に支障の有無については、現地調査での確認においては、営農を行う上で周辺に支障が発生するおそれはありません。

その他の懸案事項は特にございません。

以上、よろしくご審議をいただけるようお願いいたします。

議長

ただいま原澤委員より報告いただきました。

この件につき、ご意見、質問等ございましたら発言を願います。ございませんか。

(「なし」の声)

特に意見がなければ、許可相当ということで決したいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」の声)

それでは、許可相当と決めます。

次の議事に入ります。議案第16号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局よりお願いします。

事務局

4ページをお開きください。

議案第16号農地法第5条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。

別紙記入事件2件。

次のページをお開きください。

◇(議案書・順次、農地の所在、地目、農振区分、面積、契約内容、転用目的、転用理由を朗読、説明。)

以上、5条転用申請の事案でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

それでは、番号1、〇の〇〇さんから、同じく〇の〇〇へ所有権移転・贈与ということ。これにつきましては、大分以前に、要するに昭和63年から駐車場として使っていたということ。

地元委員さんの報告をお願いいたします。

9番委員

9番の星野栄一です。よろしくお願いいたします。

農地法第5条による申請事案の調査結果について報告いたします。

6月3日、現地調査及び〇〇の〇〇氏に面会し、確認いたしました。

確実性につきましては、家族で経営する〇〇の民宿の駐車場敷地であり、資料等が確認でき、譲渡する意思の確認ができ、始末書の添付も確認できました。

申請面積の妥当性ですが、申請面積は21㎡であり、周辺の利用状況からも問題はございません。

周辺農地の営農条件への支障の有無についてですが、既に現地は道路、敷地等に囲まれた連続性のない農地であり、周辺農地はございません。転用するこ

とによって生ずる付近の農地の作物の被害の防除処置についても同様と思われる
ます。

その他に想定される懸案事項は特に見当たりません。

よろしくご審議いただきたいと思います。お願いします。

議 長

ただいま星野委員より報告がありました。

この案件につきまして質問、意見等ございましたら提出をお願いいたします。

1 番委員

1 番、櫛淵ですが、もし差し支えなかったら結構ですから、この事案はど
ういうことで発覚というか、本人が申請したのか、誰かの調べがきっかけで出
てきたのか、その辺がもしおわかりなら。

9 番委員

〇〇さんというのは、おじいさんなんですよ。

1 番委員

はい、知っています。

9 番委員

それで、〇〇さんという人が息子さん。

1 番委員

〇〇の。

9 番委員

ええ、そうですね。その息子さんが〇〇さんという方なんですけれども、こ
の人に贈与するという形で、その時点で確認できたということのようです。よ
ろしいでしょうか。

1 番委員

いいです。

議 長

ほかに何かございますか。

(「なし」の声)

なければ、許可相当ということで決したいと思いますが、いかがでしょうか。
よろしいですか。

(「異議なし」の声)

それじゃ、許可相当と決めます。

続きまして、番号2番から3番、4番、関連性がありますので、一括して審
議をします。

先ほど説明がありましたように、太陽光発電に伴う送電線の鉄塔の建設に関
する事前調査だということで、一時転用を使用貸借。関係者は、〇の〇〇さん、
〇の〇〇さん、〇の〇〇さん、借受人が〇〇、〇になります。

地元委員さんの報告をお願いします。

10 番委員

10 番の高橋です。

6月5日に高宮委員と2人で現地に行ってまいりました。それで、この〇〇
さんの土地は、〇〇さんは何十年か前に〇から〇のほうに移り住みまして、農
業をおやじさんたちがやっていたんですけども、もう何十年か前からやめて
いまして、山林に近いような状態のところポーリング調査が入るという状況
です。

あと、〇〇さんのところは桑原で、去年まで蚕を飼っていたような状況の中で、手入れはしているようです。

また、〇〇さんのところも桑原なんですけれども、ちょっともう荒れ始まっているなというのが現況です。

どこも、めぐりの農地に対する害とか、そういうことは何もありません。よろしくご審議をお願いします。

議 長

ただいま高橋委員より報告いただきました。

この件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。ございませんか。

(「異議なし」の声)

なければ、許可相当ということで決定いたします。ありがとうございました。

ちょっとまだ高橋良一委員が見えていないようで、先ほど後回しと言いました案件が残っています。

事務局

そうすれば、もし差し支えなければ報告等をさせていただいて、会が終わるまでに間に合えば、そこに加えさせてもらうでも構わないでしょうか。

議 長

そうですね。連絡がちょっとつかないということなので、そういうことで、変則的ですけども、そういう取り扱いにしたいと思います。

議案第17号農用地利用集積計画に対する意見決定について、事務局よりお願いいたします。

事務局

7ページをお開きください。

議案第17号農用地利用集積計画に対する意見決定について。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので承認を求める。

別紙記入事件17件です。

次のページをお開きください。

農用地の利用集積計画の概要でございます。田は使用貸借の通年で7,133㎡、畑は賃貸借の通年で4,318㎡、使用貸借の通年で4,899㎡、樹園地は賃貸借の通年で954㎡、合計は、田7,133㎡、畑9,217㎡、樹園地954㎡、合わせて1万7,304㎡です。

貸し手は5戸、借り手は5戸でございます。設定期間は、田で3年、5年、10年、畑は10年、樹園地は10年でございます、

9ページから総括表がございますので、ごらんいただくようお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま事務局より説明がありました。

総括表がありますので、目を通していただいて、何か質問、ご意見等がありましたら発言をお願いします。ございませんか。

(「なし」の声)

なければ、承認ということで決したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

承認ということで決したいと思います。

続きまして、議案は終わりました、5番の協議事項・報告事項に入ります。

(1) みなかみ農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、事務局よりお願いします。

事務局

11ページをごらんください。

協議・報告事項、(1)報告事項になります。みなかみ町農業振興地域整備計画の変更に係る意見について報告いたします。

平成27年農用地区域変更明細書(除外関係)をごらんください。こちらについては、平成27年、昨年9月末締め切りの、町への農業振興区域内農地の除外申請があったものでございます。

みなかみ町より諮問機関として農業委員会が農用地区域からの除外について調査、意見の取りまとめの依頼を受け、昨年10月26日に前任の農業委員農地部会の方により構成された審査会により審議を行い、協議を重ねた案件でございます。

県との事前協議がようやく終了し、最終的な農業委員会としての意見を12ページのとおり求められましたので、その翌ページ、13ページのとおり、意見なしとして報告したいと思います。

以上、報告事項を終了いたします。

議長

報告が終わりました。ありがとうございます。

(休憩)

事務局

例の連絡がとれましたので、引き続き会議を再開いたしたいと思います。よろしくお願いします。

議長

大変お待たせいたしました。大変変則的な形になりましたけれども、引き続き議事を継続いたします。

議案第15号番号2番の、2ページですね、〇〇さんから〇の〇〇さんに贈与したいということで、〇〇さんは、ご主人が亡くなった関係で自動的に相続して、自分の名義になったと。それで、弟さんが実家を継いでいるので、その実家のほうにお返しをして、使っていただきたいということで、ただいま高橋良一委員より電話で確認いたしました。6日に双方当事者に確認をして、申請事由に間違いはないということであります。特別、その他、差しさわりのある事情はないということの報告ですので、皆さんのご意見を伺いたいと思います。

この案件について、ご意見、質問等ございましたらお願いいたします。ございませんか。

(「なし」の声)

なければ、承認ということで決したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、承認と決めます。どうもありがとうございました。

ちょっと変則的になりましたけれども、以上で議事を終了いたします。

閉会

みなかみ町農業委員会職務代理高橋俊一閉会を宣す。

〔午後2時30分〕